個人情報取扱事業者は、偽り等の不正の手段により個人情報を取得してはならない。

なお、不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、秘密として管理されている事業上有用な個人情報で公然と知られていないものを、不正に取得したり、不正に使用・開示した場合には不正競争防止法（平成５年法律第47号）第21条、第22条により刑事罰（行為者に対する10年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金、又はその併科。法人に対する３億円以下の罰金）が科され得る。

また、第三者からの提供（法第23条第１項各号に掲げる場合並びに個人情報の取扱いの委託、事業の承継及び共同利用に伴い、個人情報を提供する場合を除く。）により、個人情報（政令第２条第２号に規定するものから取得した個人情報を除く。）を取得する場合には、提供元の法の遵守状況（例えば、オプトアウト、利用目的、開示手続、問合わせ・苦情の受付窓口を公表していることなど）を確認し、個人情報を適切に管理している者を提供元として選定するとともに、実際に個人情報を取得する際には、例えば、取得の経緯を示す契約書等の書面を点検する等により、当該個人情報の取得方法等を確認した上で、当該個人情報が適法に取得されたことが確認できない場合は、偽りその他不正の手段により取得されたものである可能性もあることから、その取得を自粛することを含め、慎重に対応することが望ましい。

【個人情報取扱事業者が不正の手段により個人情報を取得している事例】

事例１）親の同意がなく、十分な判断能力を有していない子どもから、取得状況から考えて関係のない親の収入事情などの家族の個人情報を取得する場合

事例２）法第23条に規定する第三者提供制限違反をするよう強要して個人情報を取得した場合

事例３）他の事業者に指示して上記事例１）又は事例２）などの不正の手段で個人情報を取得させ、その事業者から個人情報を取得する場合

事例４）法第23条に規定する第三者提供制限違反がされようとしていることを知り、又は容易に知ることができるにもかかわらず、個人情報を取得する場合

事例５）上記事例１）又は上記事例２）などの不正の手段で個人情報が取得されたことを知り、又は容易に知ることができるにもかかわらず、当該個人情報を取得する場合

⑵利用目的の通知又は公表（法第18条第１項関連）

法第18条第１項

個人情報取扱事業者は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。

個人情報取扱事業者は、個人情報を取得する場合は、あらかじめその利用目的を公表※１していることが望ましい。公表していない場合は、取得後速やかに、その利用目的を、本人に通知※２するか、又は公表しなければならない（２－１－４．「＊電話帳、カーナビゲーションシステム等の取扱いについて」の場合を除く。）。

法施行前から保有している個人情報については、法施行時に個人情報の取得行為がなく、法第18条の規定は適用されない。ただし、保有個人データに関する事項の本人への周知については、法施行時に法第24条第１項の措置を講ずる必要がある（２－２－５－１．参照）。

※１「公表」については、２－１－８．参照。

※２「本人に通知」については、２－１－７．参照。

【本人への通知又は公表が必要な事例】

事例１）インターネット上で本人が自発的に公にしている個人情報を取得する場合

事例２）インターネット、官報、職員録等から個人情報を取得する場合

事例３）電話による問い合わせやクレームのように本人により自発的に提供される個人情報を取得する場合（本人確認や問い合わせに対する回答の目的でのみ個人情報を取得した場合を除く。）

事例４）個人情報の第三者提供を受ける場合

事例５）個人情報の取扱いの委託を受けて、個人情報を取得する場合

⑶直接書面等による取得（法第18条第２項関連）

法第18条第２項

個人情報取扱事業者は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下この項において同じ。）に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。

個人情報取扱事業者は、書面等による記載、ユーザー入力画面への打ち込み等により、直接本人から個人情報を取得する場合には、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示※しなければならない。なお、口頭による個人情報の取得にまで、当該義務を課すものではないが、その場合は法第18条第１項に基づいて、あらかじめ利用目的を公表するか、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。また、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合も、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示する必要はないが、その場合は法第18条第１項に基づいて、取得後速やかにその利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。

※「本人に対して、その利用目的を明示」については、２－１－９．参照。

【あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない場合】

事例１）申込書・契約書に記載された個人情報を本人から直接取得する場合

事例２）アンケートに記載された個人情報を直接本人から取得する場合

事例３）懸賞の応募はがきに記載された個人情報を直接本人から取得する場合

⑷利用目的の変更（法第18条第３項関連）

法第18条第３項

個人情報取扱事業者は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。

個人情報取扱事業者は、社会通念上、本人が想定することが困難でないと認められる範囲内で利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知※１するか、又は公表※２しなければならない（２－２－１．⑵参照）。

※１「本人に通知」については、２－１－７．参照。

※２「公表」については、２－１－８．参照。

⑸適用除外（法第18条第４項関連）

以下の場合においては、上記　⑵、⑶及び⑷はその適用を受けない。

⑴本人又は第三者の権利利益を害するおそれ（法第18条第４項第１号関連）

法第18条第４項第１号

前３項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

１　利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合は、その適用を受けない。

事例）いわゆる総会屋等による不当要求等の被害を防止するため、当該総会屋担当者個人に関する情報を取得し、相互に情報交換を行っている場合で、利用目的を通知又は公表することにより、当該総会屋等の逆恨みにより、第三者たる情報提供者が被害を被る恐れがある場合